

三島村立学校部活動基本方針（概要）

三島村教育委員会

〈基本的な考え方〉 望ましい人間形成の育成

- 1 生徒がスポーツ・文化的活動等を親しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツ・文化ライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
- 2 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との連携を図り、効果的に取り組む。
- 3 生徒の心身の発育、健全な成長を促すために科学的根拠に基づき指導を行う。心身の成長過程にある生徒にとって、過度な負担とならないよう適切な活動日数や時間を定め、計画的に活動を実施する。

〈方針の実現に向けた具体的取組〉

- 1 適切な指導の実施
生徒の自主的・自発的な参加，大会数の上限の目安3回，生徒の主体性を尊重した活動方針の設定
- 2 活動方針等の作成
各校の活動方針及び活動計画等をホームページ等で公表
- 3 休養日及び活動時間
休 養 日：週当たり2日以上（平日1日以上，週休日等1日以上）を原則
活動時間：平日は2時間程度 週休日等は3時間程度
※ 大会や練習試合，コンクール等において活動が長時間の場合は，その後に休養日を設け，学校生活に支障がでないようにする。
- 4 事故防止
生徒の健康状態の把握と熱中症予防の対策，環境に配慮した生徒の体調管理
- 5 体罰等の禁止
体罰及び人格を否定する言動，指導者の信用を失う行為（パワハラ・セクハラ・モラハラ等）の禁止
- 6 地域との連携
部活動指導員や外部指導者の積極的活用，地域のスポーツクラブや文化的活動団体等との連携
- 7 部活動を支える環境整備
参加する大会等の精査，生徒のニーズ把握し学校の現状（複数顧問体制による部活動の運営など）を考慮した部活動設置の検討

ス ポ ー ツ 庁
文 化 庁
鹿児島県教育委員会

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月)
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月)
「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」(平成31年3月)